

# クリーンガス製造設備認定申請解説書

2024年12月2日改訂

クリーンガス証書評価委員会事務局

## 当解説書の目的

当解説書は、申請者側の方々に、クリーンガス製造設備認定申請からクリーンガス製造設備認定までの流れについて正しくご理解いただき、スムーズに手続きを進めていただくためのものです。

クリーンガス製造設備認定申請までに必要な準備、クリーンガス製造設備認定申請に必要な申請書類、認証可能ガス量等を確認するための必要書類、留意事項等について解説します。また、e-methane の製造設備及びバイオガス・e-methane 混合ガス製造設備について、製造設備認定時に求められる要件についても整理しています。

## クリーンガス製造設備認定までの流れ

日程（例）	内 容
申請約 3 ヶ月前	<p><b>(1) 製造事業者と証書発行事業者間の事前協議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ チェックリスト関連資料、関連法令資料等の証拠書類を準備。</li> <li>➤ 上記資料・書類に関し、事前に証書発行事業者の確認を受ける。証書発行事業者にて製造設備認定申請書案作成。</li> </ul>
申請日	<p><b>(2) 製造設備認定申請書類提出（申請者（＝証書発行事業者）⇒クリーンガス証書評価委員会事務局）</b></p> <p>※ 申請書類は、押印版申請書を含めすべて電子媒体とし、申請者である証書発行事業者から電子メールにて事務局に送信。紙媒体での提出は不要。</p>
申請日 + 1 ～2 カ月	<p><b>(3) 製造設備認定申請書受付、審査及びクリーンガス証書評価委員会における審議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現地確認を含む申請書類の確認及び審査。</li> <li>➤ クリーンガス証書評価委員会の招集及び審議。</li> </ul>
委員会開催日 + 1 営業日	<p><b>(4) 設備認定及び認定通知（クリーンガス証書評価委員会事務局⇒申請者）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 設備認定番号、設備認定日等について、電子メールにて連絡</li> </ul> <p>※ 「クリーンガス製造設備認定書」は、原則として四半期ごとに発送します。それ以前に必要な場合はご連絡ください。</p>
設備認定日 + 1 日以降	<p><b>(5) ガス量測定開始</b></p>
設備認定後	<p><b>(6) 関連書類提出</b> ※初回ガス量認証までに提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「証書発行事業者マーク届出書」</li> <li>➤ 「証書関連情報の管理責任者・管理体制図」</li> </ul> <p>※ 日程は一例で、申請内容や繁忙状況等により認定までの日数は変わります。</p>

## (1) 事前協議-①チェックリスト (ガスの計量方法)

「クリーンガスの認定・認証要件に関するチェックリスト」の適合説明で示した必要書類を揃えてください。

認証対象となるクリーンガスとは下記です。

- ✓ ガス事業者の都市ガス導管もしくは都市ガスの製造工場に供給されるもの
- ✓ クリーンガス製造事業者自らが消費するもの
- ✓ クリーンガス製造所内の充填装置から直接販売されるもの

ただし、エネルギーとして有効活用されないまま廃棄されたとみなされるもの（フレア等）は認証対象に含まれないことに留意してください。

- ガス量の計測が的確に行われていること（計量器の位置を明示した構成概略図や計量データ等）。特に、クリーンガス相当量（体積・熱量）の適合説明欄で、e-methane またはバイオガス・e-methane 混合ガス製造の場合には、原料となる水素及び二酸化炭素の計量方法、及び e-methane またはバイオガス・e-methane 混合ガスの計量方法等を説明してください。また、バイオガス製造の場合には、バイオガスの計量方法等を説明してください。

計量が既に行われている場合には、下記データを揃えてください。

- ✓ 校正済計量器データ等
- ✓ 販売ガス量データ等
- ✓ 運転月報（製造ガス量、稼働時間）
- ✓ メタン分析結果（含有率、小数点以下第2位を切り捨て、第1位までを記入してください。）

## 計量器等写真撮影における留意事項

### 計量器写真の撮影例

撮影記録内容

- ・ 設備認定番号
- ・ ガス製造設備番号
- ・ ガス製造者氏名
- ・ 撮影日時
- ・ 撮影者

他のガス製造設備の計量器写真と混同しないように注意すること。

ガス量の指示数、計器番号が容易に読み取れること。

計量器写真および撮影記録内容が1枚に納まっていること。もしくは、計量器写真をWord・Excel等の電子文書や台紙に貼付け、撮影記録内容を付記すること。撮影日時を必ず記載すること。

撮影記録	
設備認定番号	0000
ガス製造設備番号	No.0000
ガス製造者氏名	00 00
撮影日時	0000年0月0日 0時0分
撮影者	00(株)00部00課 00 00

### (1) 事前協議－②チェックリスト (関係法令)

「クリーンガスの認定・認証要件に関するチェックリスト」の関係法令で示した必要書類を揃えてください。提出が求められた場合には、コピーの提出をお願いします。

- ガス事業法関連資料（工事計画届出、保安規定届出、主任技術者選任届出、安全管理審査結果通知等）
- 建築基準法、消防法関連資料（建築確認通知書、ガス製造設備設置届出等）
- バイオマス関連資料（ばい煙発生施設設置届出、排ガス濃度測定結果報告書、軽量証明書、騒音・振動調査報告書等）

### (2) クリーンガス製造設備認定申請書類提出

所定の申請書式に、(1)で揃えたエビデンスを添付した申請書類一式を提出してください。

- クリーンガス製造設備認定申請書（事務取扱要領 附属書1）
  - ✓ 申請者はクリーンガス証書発行事業者としてください。
  - ✓ 申請者の項には、責任者のサインを記入（または捺印）してください。
  - ✓ 新規証書発行事業者による申請の場合には、別途、企業概要説明資料および事業スキーム説明書の提出が必要となります。

- クリーンガス製造設備概要書（同 附属書2）
  - ✓ ガス製造方式：できるだけ詳細に記入してください。
  - ✓ 製造ガス容量：単位は N m<sup>3</sup>/h で記入してください。
  - ✓ 校正済計量器：計量器が特定できるよう流量計やガスクロマトグラフィーの名称、型番、及びシリアルナンバーを記入してください。
  - ✓ 特記事項（原料等）：ガスの原料等を記入してください。
- クリーンガス製造設備構成概略図（同 附属書3）
  - ✓ 製造から供給(消費)に至る一連の流れが分かるフロー図としてください。
  - ✓ クリーンガス相当量の根拠となるデータがどの地点で測定されているか記載してください。
  - ✓ クリーンガス製造設備以外の設備からのライン接続がないことを示してください。
  - ✓ 取引メーター後流で放散されていないことを示してください。
  - ✓ クリーンガス製造設備であることが分かるプロセスであることを示してください。
- クリーンガスの認定・認証要件に関する誓約書（同 附属書4）
  - ✓ 申請者の項には、附属書1と同じ責任者のサインを記入（または捺印）してください。
- クリーンガスの認定・認証要件に関するチェックリスト（同 附属書5）
  - ✓ ガス量の計測方法等については、「(1) 事前協議-①チェックリスト(ガスの計量方法)」を参照してください。
  - ✓ 関係法令に関しては、「(1) 事前協議-②チェックリスト(関係法令)」を参照してください。その他(景観条例・地元との協議)に関しては、周辺住民への説明やトラブルの有無、情報の開示状況等について記入してください。
- (1) で揃えたエビデンス書類

※ 申請書類は、申請者の捺印がある書類を含め、すべて電子媒体で提出してください。

### (3) e-methane 製造設備、バイオガス・e-methane 混合ガス製造設備の要件について

e-methane 製造設備、バイオガス・e-methane 混合ガス製造設備の認定を行う際には、以下の事項が求められます。

- 製造設備以外の設備からガスが供給されていないこと
  - 原料の供給量が計量できること
- ※e-methane 製造設備の場合は水素及び CO<sub>2</sub>、バイオガス・e-methane 混合ガス製造設備の場合は、水素、CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>/CO<sub>2</sub>の混合ガス等が該当する。

※ 校正済みの計量器が設置されていることが望ましいが、設備認定において校正等は求められない。

- 製造されたクリーンガスが計量できること。
- クリーンガスの計量器は、以下のいずれかに該当する適切な計量器であること。
  - ✓ 経済取引として実施されているガス量取引での計量に用いられる計量器
  - ✓ 国際標準または国内標準にトレーサブルな標準器を用いて校正された流量計および国際標準または国内標準に則り適切に校正された熱量計
- クリーンガスの成分及び熱量は、適切な計測器（ガスクロ等）で計測すること。また、用いられる計測器及び標準ガスは、適切な校正、点検等が行われていること。
- 成分及び熱量の測定は、安定性や変動が把握できる程度の頻度での測定ができること。
- ※ 成分と熱量の計測については、バッチでの計測も認められる。
- 相当量認証の申請を行う際、申請対象のクリーンガスの単位はNm<sup>3</sup>になるため、温度および圧力の補正を行う必要がある。校正された温度計／圧力計を設置するか、合理的な補正方法（例えば計量器の指針値が15°C、2kPaであるとみなしてNm<sup>3</sup>に補正する等）を整理しておくこと。
- クリーンガスの計量器の後で、エネルギーとして有効活用されないまま廃棄されていないこと（フレア等）。製造されたクリーンガスは、以下のいずれかによって消費されること。
  - ✓ ガス事業者の 都市ガス導管に供給されるもの
  - ✓ 都市ガスの製造工場に供給されるもの
  - ✓ クリーンガス製造事業者自らが消費するもの
  - ✓ クリーンガス製造所内の充填装置から直接販売されるもの

#### **(4) クリーンガス製造設備認定及び通知**

設備認定申請書の審査が終了した後、申請者に設備認定番号、設備認定日等を電子メールにて連絡します。

#### **(5) クリーンガス製造設備認定証書発行**

クリーンガス製造設備認定書は、原則として四半期ごとに発送します。  
それ以前に必要な場合はご連絡ください。

## (6) クリーンガス相当量計測開始

クリーンガス相当量認証申請のための初期値のガス量計測は、ガス製造設備認定日の翌日以降としてください。

## (7) クリーンガス製造設備認定後に提出する書類

証書発行事業者は、初回のクリーンガス相当量認証申請時までに以下の届出書等を提出してください。

- 証書発行事業者マーク届出書
- 証書関連情報の管理責任者・管理体制図

## 変更申請について

認定済クリーンガス製造設備について、内容に変更がある場合には、認定済クリーンガス製造設備の変更申請書（附属書 11）によりすみやかに変更申請を行ってください。

認定済クリーンガス製造設備の名義変更に関しては、以下の書式を提出してください。

- (a) 認定済クリーンガス製造設備の名義変更申請書（附属書 14）
- (b) 認定済クリーンガス製造設備の名義変更に関する誓約書（附属書 15）
- (c) クリーンガスの認定・認証要件に関するチェックリスト（附属書 5）（設備認定申請時の写し）
- (d) クリーンガス製造設備認定書（附属書 6）（原本）

以下の簡易な変更については、クリーンガス相当量認証申請ガイドンスに基づき、直近のクリーンガス相当量認証申請時に簡易変更手続きを行ってください。

- ガス製造業者の氏名、住所の変更
- 校正済計量器等情報の変更（遠隔検針開通、計量器の取替）等

以上